

# 年金共済制度

共済制度ガイドブック

## 年金共済制度

---

### 制度改訂の変遷

昭和39年4月1日	発足
昭和43年10月1日	加入年齢の拡大、給付率の引き上げ、加入時期を年4回から毎月加入に改訂
昭和48年7月1日	養老年金支給年齢を一部改訂
昭和59年10月1日	15年確定増型給付に改訂、遺族見舞金の新設
平成元年4月1日	一時払制度の加入を年6回に改訂
平成6年2月1日	養老年金を3種類に増設、据置制度の新設
平成9年2月1日	個人年金コースの新設、10年保証夫婦連生終身年金の増設 一時払終身保険への移行、掛金の一部中断の取扱いを開始
平成14年11月1日	一時払終身保険への移行制度を廃止
平成16年6月1日	加入申込書・脱退請求書の書式変更、養老年金事務の一部変更
平成17年7月1日	遺族年金の継続受取人および遺族見舞金の受取人の取扱い変更

## 年金共済制度

### 年金共済制度の概要

この年金制度は、全理連がジブラルタ生命保険株式会社を幹事会社とする生命保険会社4社に拠出型企業年金保険として委託しているものです。年金基金の運用は各社が委託割合に応じてそれぞれ運用しています。したがって、加入者の保険料は全理連を通じて委託保険会社に納められており、全理連が運用しているものではありません。また、基本的にこの制度は年金共済であるため、解約等による脱退一時金は、銀行や郵便局の預貯金のように瞬時に加入者にお支払いできるシステムではありません。

年金制度は長期展望に立ってご加入いただく制度ですが、将来の経済環境を長期的に予測することは不可能です。全理連としても委託保険会社の経営状態を注視していく所存ですが、組合員のみなさまにおいても毎年新聞等に掲載される各生命保険会社の決算発表等を参考に、最終的にはご自身で新規加入や継続加入のご判断をしていただきますようお願いいたします。

全理連の年金共済制度は、受け取る年金の種類が、「10年確定年金」「15年確定増型年金」「15年保証終身年金」「10年保証夫婦連生終身年金」の4種類もあり、加入者ひとりひとりが将来設計にあわせた年金を選択できるほか、2月と8月の年2回、まとまった掛金を納める一時払の制度もあり、月払と一時払を併用すれば、毎月の掛金負担を低く抑え、将来に年金として給付を受けるときには、より大きな給付を受けることも可能です。

自営業者である理容業のみなさまがご加入する国民年金(公的年金)の上乗せとして全理連年金(私的年金)をご活用していただければ幸いです。

令和3年4月1日現在の各生命保険会社への委託割合は下記のとおりです。

(幹事会社)ジブラルタ生命	55.1%
明治安田生命	7.5%
富国生命	7.4%
日本生命	30.0%

## 一般コースの制度内容

このコースは、納入した掛金の一部(保険料分)が税法上、一般の生命保険料控除の対象となるコースです。

### 1. 加入資格

組合員および従業員で、満15歳以上満75歳未満の方です。

【注】 1. 中途脱退した場合でも、加入年齢の範囲内であれば、いつでも再加入することができます。  
2. 養老年金受給中の方および養老年金受給開始を据置中の方は再加入することはできません。

### 2. 加入日(増口日)

#### (1) 月払制度

加入日(増口日)は、毎月1日です。

#### (2) 一時払制度

月払制度の加入者に限り、年2回(2月1日、8月1日)に加入(増口)できます。

### 3. 掛金(積み立て)

#### (1) 月払制度

1口について月額1,000円ですが最低3口以上の加入が必要ですので、月額3,000円以上の掛金となります。

なお、増口については1口単位で増やすことができ、加入口数の上限はありません。

#### (2) 一時払制度

1口について100,000円です。

月払制度の加入者に限り、通算して200口まで加入することができます。

#### (3) 掛金の一部払込中止

加入者は、掛金の一部の払込みを中止することができます。ただし、最低3口(3,000円)は継続しなければいけません。

中止した掛金分に対応する積立金は、そのまま積み立てておくこととなります。

【注】 加入者は口数を減少(口数減少)して一部脱退することもできます。ただし、最低3口(3,000円)は継続しなければいけません。減少した口数に対する積立金は、脱退一時金として受け取ることとなります。

### 4. その他に関する事項

下記の場合は「脱退一時金」を給付し、この年金共済制度から脱退していただきます。

- ①掛金の払込みを2カ月以上行わなかったとき
- ②加入資格がなくなったとき

### 1. 脱退一時金

加入者が下記の事由により本制度を脱退したときは、「脱退一時金」を支払います。

#### (1) 脱退事由

- ① 加入者が死亡したとき
- ② 自己の都合により脱退(口数減少も含む)したとき
- ③ 養老年金受給開始1年目に受け取る年金月額が5,000円未満のとき
- ④ 養老年金受給開始にあたり、養老年金の給付に代えて脱退一時金を希望したとき

【注】 1. 月払、一時払の両制度に加入している場合、月払制度を脱退すると一時払制度も脱退することとなります。

2. 一般コース、個人年金コースとも給付金の受取人は加入者本人となります。

#### (2) 給付金額

脱退一時金の金額は、脱退日現在の積立金(年金の原資)相当額とします。

#### (3) 受給に関する留意事項

給付金の受取人は加入者本人で、加入者本人名義の口座への支払いとなります。

### 2. 養老年金

養老年金として受け取る場合は、「10年確定年金」「15年確定逦増型年金」「15年保証終身年金」「10年保証夫婦連生終身年金」の4種類の中から一つを選択することになります。

#### (1) 受給要件

- ① 満60才以上であること
- ② 養老年金受給開始1年目に受け取る年金月額が5,000円以上であること

#### (2) 受給内容

##### ① 10年確定年金

10年間一定の年金額を支払います。

途中で死亡した場合は、その遺族が遺族年金として残余期間分を受け取ることができます。

##### ② 15年確定逦増型年金

15年間毎年増えつづける年金額を支払います。

途中で死亡した場合は、その遺族が遺族年金として残余期間分を受け取ることができます。

##### ③ 15年保証終身年金

生存中終身にわたり一定の年金額を支払います。

なお、15年(保証期間)未満で死亡した場合は、その遺族が遺族年金として受け取ることができます。ただし、受け取る期間はその15年(保証期間)の残余期間分です。

##### ④ 10年保証夫婦連生終身年金

年金受給者またはその配偶者のいずれかの生存中終身にわたり年金を支払います。

年金受給者が死亡した場合は、配偶者の生存中終身にわたり配偶者に年金を支払います。

なお、年金受給者が年金開始後10年未満で死亡した場合は、11年目以降に受け取る年金は60%に減額され、10年目以降に死亡した場合は直後の年金開始応当日からの支払より60%に減額されます。

また、10年未満で年金受給者およびその配偶者の両方が死亡した場合は、その遺族が遺族年金として受け取ることができますが、受け取る期間はその10年(保証期間)の残余期間分です。

【注】10年保証夫婦連生終身年金を選択した場合は、加入者と配偶者の年齢差が10歳以内であること。(内縁関係の場合は、10年保証夫婦連生終身年金は選択できません。)

### (3) 受給に関する留意事項

- ① 養老年金は満60才から満75才までの間で、自由に受給開始を選択することができます。
- ② 養老年金の受取人は加入者本人で、加入者本人名義の口座への支払いとなります。
- ③ 養老年金の給付は、毎年1月・4月・7月・10月の年4回です。
- ④ 養老年金の受給開始後に、受給者が希望すれば残余保証期間分を一括払いで受け取ることもできます。
- ⑤ 各養老年金とも、遺族(継続受取人)が遺族年金として受け取ることができますが、希望により遺族年金の給付に代えて、一括払いとして受け取ることもできます。

## 3. 養老年金の据置制度

下記の条件を満たしている方(受給権取得者)は、養老年金の受給開始を据え置くことができます。

### (1) 据置条件

- ① 満60歳以上であること
- ② 据置開始日現在における養老年金月額が5,000円以上であること

### (2) 据置期間

最長10年間で、満80歳までです。

## 4. 遺族年金

養老年金の受給者が給付期間途中(15年保証終身年金の場合は保証期間内)で死亡した場合、その遺族(継続受取人)が遺族年金として受け取ることができます。

### (1) 給付金額

養老年金給付額と同額です。給付は毎年1月・4月・7月・10月の年4回です。

### (2) 給付期間

養老年金の給付期間(15年保証終身年金の場合は保証期間)の残余期間となります。

### (3) 継続受取人の取扱い

- ① 継続受取人となる方の順位は、労働基準法施行規則を準用し下記のとおりとなります。  
〔1位=配偶者、2位=子供、3位=父母、4位=孫および祖父母〕
- ② 同順位が2名以上となる場合は、そのうちの最年長者を代表として、その方に遺族年金を支払います。

## 5. 遺族見舞金

加入者が、養老年金受給開始前に死亡した場合、その遺族に脱退一時金のほか、月払制度の加入口数分に応じた遺族見舞金を支払います。

### (1) 遺族見舞金額

月払制度の加入1口当たり、10,000円の給付額となります。

### (2) 留意事項

- ① 一時払制度の加入口数分および払込中止(中断)した加入口数分は、遺族見舞金の支払対象になりません。
- ② 養老年金の据置期間中に死亡した場合は、遺族見舞金は支払われません。

## 個人年金コースの制度内容

このコースは、納入した掛金の一部(保険料分)が個人年金保険料として生命保険料控除の対象となるコースです。

一般コースに比べ、口数減少(一部脱退)ができない、年金として受け取るためには10年以上継続加入しなければならないなど、いくつかの制約がありますのでご注意ください。

### 1. 加入資格

一般コースに加入している方で満15歳以上満65歳未満の方です。加入後は満75歳まで継続加入できます。

### 2. 加入日(増口日)

#### (1) 月払制度

加入日(増口日)は、毎月1日です。

#### (2) 一時払制度

月払制度の加入者に限り、年2回(2月1日、8月1日)に加入(増口)できます。

### 3. 掛金(積み立て)

#### (1) 月払制度

1口について月額1,000円で、1口から加入でき口数の上限はありません。

#### (2) 一時払制度

1口について100,000円です。月払制度の加入者に限り、通算して200口まで加入することができます。

#### (3) 掛金の一部払込中止

加入者は、掛金の一部の払込みを中止することができます。ただし、最低1口(1,000円)は継続しなければいけません。

中止した掛金分に対応する積立金は、そのまま積み立てておくこととなります。

**【注】** 個人年金コースでは、口数を減少(一部を脱退)することはできません。

### 4. その他に関する事項

一般コースと同じ取扱いですので120頁をご参照ください。

## 個人年金コースの給付金

### 1. 脱退一時金

加入者が下記の事由により本制度を脱退したときは、「脱退一時金」を支払います。

#### (1) 脱退事由

- ① 加入者が死亡したとき
- ② 一般コースを脱退したとき
- ③ 自己の都合により脱退したとき

#### (2) 給付金額

脱退一時金の金額は、脱退日現在の積立金(年金の原資)相当額とします。

#### (3) 受給に関する留意事項

- ① 給付金の受取人は加入者本人で、加入者本人名義の口座への支払いとなります。

### 2. 養老年金

一般コースと同様に養老年金として受け取る場合は、「10年確定年金」「15年確定増型年金」「15年保証終身年金」「10年保証夫婦連生終身年金」の4種類の中から一つを選択することができます。

#### (1) 受給要件

- ① 満60歳以上であること
- ② 個人年金コースに10年以上継続加入していること

#### (2) 受給内容

一般コースと同じ取扱いですので121頁をご参照ください。

#### (3) 受給に関する留意事項

- ① 満60才から満75才までの間で、自由に受給開始を選択することができます。
- ② 養老年金の受取人は加入者本人で、加入者本人名義の口座への支払いとなります。
- ③ 養老年金の給付は、毎年1月・4月・7月・10月の年4回です。

### 3. 養老年金の据置制度

下記の条件を満たしている方は、養老年金の受給開始を据え置くことができます。

#### (1) 据置条件

- ① 満60歳以上であること
- ② 個人年金コースに10年以上継続加入していること

#### (2) 据置期間

最長10年間で、満80歳までです。

### 4. 遺族年金

一般コースと同じ取扱いですので122頁をご参照ください。

### 5. 遺族見舞金

一般コースと同じ取扱いですので122頁をご参照ください。



# 事務取扱要領

## 加入申込・異動通知

### 1. 加入手続き

新規(増口)加入する場合は、下記の連合会所定書類で手続きしてください。

#### (1) 提出書類

年金共済加入申込書

#### (2) 記入上の注意

- ①組合番号(組合コード)、支部番号(支部コード)、加入年月日を記入のうえ、加入者氏名にはカタカナでフリガナをつけてください。
- ②申込区分(新規・増口)欄のどちらか該当する方に○がついていることを確認してください。
- ③一般コースでの増口や個人年金コースに新規加入・増口する場合は、すでに交付されている一般コースの加入者番号を記入し、新規加入時の氏名・生年月日等と相違ないことを確認してください。一般コースの新規加入の場合は、加入者番号は記入しないでください。
- ④記入事項にもれがないか、2枚目まで捺印されているか確認してください。

#### (3) 留意事項

- ①加入年月日、生年月日等の数字の記入で、空欄ができるときは、その空欄に0を書き込んでください。  
(例：生年月日が7月3日の場合は、07月03日と記入してください。)
- ②個人年金コースに新規加入する場合は、一般コースに加入していることを必ず確認してください。一般コースおよび個人年金コースとも、同じ加入者番号を使用します。

【注】加入申込書は「募集時の説明資料(契約概要・注意喚起情報等)を受領し制度内容を承諾の上、申込内容が自らの意向に沿ったものであることを確認・・・」および「個人情報の取扱いについて」記載されている申込書を使用してください。

### 2. 異動手続き

下記異動事由が発生したときは、連合会所定書類で手続きしてください。

#### (1) 提出書類

年金共済異動通知書

#### (2) 異動事由

- ①加入者氏名を改姓・訂正するとき
- ②生年月日を訂正するとき
- ③性別を訂正するとき
- ④県内外へ転出したとき

#### (3) 記入上の注意

- ①組合番号(組合コード)、支部番号(支部コード)、加入者番号を記入のうえ、加入者氏名にはカタカナでフリガナをつけてください。
- ②異動内容欄は該当する項目のみ記入してください。
- ③記入事項にもれがないか、2枚目まで捺印されているか確認してください。

- ④生年月日の変更等、養老年金受給の際に関連する異動は、異動手続きに必要な証明書類の提出を求める場合もあります。

### 3. 掛金の一部払込中止の手続き

毎月の掛金(一般コース、個人年金コース)の一部払込みを中止したい方は、下記の連合会所定の書類で手続きしてください。

#### (1) 提出書類

年金共済掛金中断申込書

#### (2) 記入上の注意

- ①組合番号(組合コード)、支部番号(支部コード)、加入者番号を記入のうえ、加入者氏名にはカタカナでフリガナをつけてください。
- ②変更内容欄に、中断するコースおよびその加入・増口年月日、変更前の口数と掛金、変更後の口数と掛金、変更日が正確に記入されているか確認してください。
- ③中断事由欄の該当する□に✓印があるか確認してください。
- ④記入事項にもれがないか、2枚目まで捺印されているか確認してください。

### 4. 各書類の提出

- (1)「加入申込書」、「異動通知書」、「掛金中断申込書」については、記入事項や捺印等を確認のうえ、支部でとりまとめ組合に提出してください。
- (2)「加入申込書」は、加入者区分欄(1. 組合員、2. 従業員、3. 組合事務局職員)のいずれか一つに○がついているか加入資格の確認を行い、加入資格確認欄に組合名を記入し、組合理事長印(理事長個人印は不可)を2枚目まで必ず捺印してください。
- (3)「加入申込書」「掛金中断申込書」は、組合において受付の手続きが完了したら、加入者本人に本人用を返却してください。
- (4)組合、支部においては、それぞれ組合用、支部用の各書類を保管しておいてください。
- (5)組合においては、各書類の記入事項や捺印等を確認のうえ、加入・異動月の前月末日までに、連合会に2部(連合会用・幹事会社用)を送付してください。(例：4月1日加入・異動の場合は3月末日までに送付する。)

### 5. コンピューターリスト

加入者管理は保険会社のコンピューターにより行われています。「加入申込書」、「異動通知書」により毎月あるいは年間の処理が行われ、保険会社より送られてくるコンピューターリスト等を連合会より該当組合に送付します。

#### (1) 加入者台帳

2月1日現在の全加入者リストを、1年間の基本台帳として活用していただくため、3月中旬に組合宛に2部(組合用、支部用)送付します。

#### (2) 加入者名簿、加入者証

毎月の加入・異動の加入者名簿2部(組合用、支部用)と加入者証を翌月中旬に該当組合に送付します。加入者証は必ず加入者にお渡しください。なお、加入者証は再発行できますので、必要な場合は支部、組合を経由して連合会まで連絡してください。

#### (3) 中途脱退年金受給資格取得者一覧

毎年4月時点での養老年金受給資格者の取得リストを、5月上旬に該当組合へ送付します。

#### (4) 75歳到達者一覧

毎年5月上旬に上記(3)のリストと一緒に、当該年度に75歳に到達して自然脱退となる加入者のリストを送付します。

## (5) 個人別積立金明細書

毎年2月1日現在の加入者に対し、積立金明細書(1月31日現在)を4月下旬頃に委託保険会社より組合へ送付します。

なお、養老年金据置者の積立金明細書については、委託保険会社より据置者へ直接送付されます。

## 掛金(積み立て)

### 1. 掛金の取扱い

#### (1) 掛金の納付締切日

各支部で集金した毎月の掛金(一般コース、個人年金コース)は、組合でとりまとめ、当該月の前月末日までに送金してください。

(例：4月分の掛金は3月末日までに送金する。)

#### (2) 掛金の送金方法

連合会所定の郵便振替「払込取扱票」(年金専用)を使用して、組合より一括して送金してください。(郵便振替「払込金受領証」を掛金領収証とします。)

**【注】** 通知票には、一般コース、個人年金コースごとに、月払掛金、一時払掛金の金額や加入者数などの内訳を必ず記入してください。

### 2. 共済掛金送金票・支部別明細表

掛金を連合会へ送金するときは、「共済掛金送金票」と「支部別明細表」を、「加入申込書」「異動通知書」「掛金中断申込書」とともに、当該月の前月末日までに送付してください。

### 3. 事務手数料

事務手数料は、年2回(3月、9月)にそれぞれ6カ月分をとりまとめて、組合へ還付します。

#### (1) 月払制度

一般コースおよび個人年金コースとも同じ金額で、1口1,000円について10円です。

#### (2) 一時払制度

一般コースおよび個人年金コースとも同じ金額で、1口100,000円について100円です。

## 脱退(口数減少を含む)・給付金請求(脱退一時金・養老年金等)の手続き

### 1. 脱退・給付金請求手続き

脱退・給付金の請求をする場合は、下記の必要な書類を揃えて支部、組合を通じて連合会へ提出してください。

#### (1) 請求に必要な書類

◎は連合会所定の書類です。

請求事由	提出書類
脱退一時金 (口数減少含む) 普通脱退または 払込満了の脱退	◎年金共済脱退通知書兼給付金支払請求書(連合会用・幹事会社用2枚) ◎加入者証(紛失等の場合は添付しなくても可) ※口数減少の場合は添付不要。
死亡の脱退	上記提出書類の他に ○加入者の死亡事実の記載のある戸籍(除籍)謄(抄)本 コピー可 <sup>(注)</sup> ○加入者と受取人との関係(続柄)を証明できる戸籍謄(抄)本 コピー可 <sup>(注)</sup> ※受取人が配偶者以外の場合は、加入者の相続人全員が記載されている戸籍謄(抄)本が必要となります。 ○受取人の印鑑登録証明書 コピー可(ただし、支払い金額100万円以上の場合原本) ※請求書の受取人欄には必ず印鑑登録証明書の印を捺印してください。
養老年金 (据置含む)	◎年金共済脱退通知書兼給付金支払請求書 ◎加入者証(紛失等の場合は添付しなくても可)

#### (2) 留意事項

- ①加入者が死亡した場合の受取人順位は、遺族年金(122頁参照)の定めるところによります。
- ②養老年金の請求があった場合は、加入者の掛金納入状況および「中途脱退年金受給資格取得者一覧」(60歳～74歳)により受給資格(年齢、受取年金月額、加入期間等)があるか確認してください。
- ③区・市役所または町村役場によっては、戸籍事務をコンピューターで取り扱っており、その場合、戸籍謄本は全部事項証明となり、戸籍抄本は個人事項証明となります。
- ④戸籍を取得する場合、既に戸籍から除外された子供などは現在の戸籍には表示されませんが、全員記載された戸籍を取得するには、改正原戸籍を取得する必要があります。(役所にて必要な対象者との戸籍を取得すべきかご相談ください。)

#### (3) 戸籍謄(抄)本等公的書類をコピーで提出する場合の注意点

- ①複数のページがある場合、すべてのページのコピーが必要。

【注】 1. 死亡による脱退は、手続きが遅れると遡及して掛金を調整しなければならない場合がありますので、すみやかに連合会までご連絡ください。  
2. 「中途脱退年金受給資格取得者一覧」は、毎年5月上旬に該当組合へ送付します。  
3. 戸籍謄(抄)本、印鑑登録証明書は6カ月以内に発行されたものを提出してください。  
4. 一般コースと個人年金コースの両方に加入している方が年金受給を希望したとき、個人年金コースの積立期間が10年未満の場合は、一般コースのみの年金支払いとなり、個人年金コースは脱退一時金の支払いとなります。このような場合は「脱退通知書兼給付金支払請求書」は2通必要になります。

## 2. 脱退通知書兼給付金支払請求書記入方法

### (1) 加入者欄の記入方法

①組合番号(組合コード)、支部名、加入者番号、生年月日、加入者氏名は、加入者名簿により確認してください。

②脱退年月日は、脱退者の掛金の最終払込年月の翌月1日を記入してください。

※加入者死亡による脱退の場合、脱退年月日は死亡した月の翌月1日となります。(例：4月中に死亡した場合は、最終払込年月は4月、脱退年月日は5月1日となります。)

### (2) 請求内容欄の記入方法

加入者が途中で脱退(口数減少を含む)する場合や、加入者が死亡した場合は、脱退一時金として受け取ることになります。加入者が年金の受給資格を取得している場合は、養老年金として受け取ることができます。

下記の請求書の各項目について、記入もれがないか確認してください。

受取方法	請求内容	給付金の受取区分	減少する口数の内容	年金種類
脱退一時金	①脱退	一時金		
	②死亡			
	③口数減少	一時金	※制度区分コード 加入年月 減少口数 減少事由	
養老年金	①脱退	年金		年金種類を選択
養老年金据置	①脱退	年金据置据置期間年数		年金種類を選択
10年保証夫婦連生終身年金	①脱退	配偶者の氏名および生年月日		10年保証夫婦連生終身年金を選択

#### ①口数減少について

ア. 一般コースは、月払を最低3口残さなければなりません。

イ. 個人年金コースは、口数を減少《一部脱退(一時払のみ全部脱退を含む)》することはできません。

ウ. 個人年金コースを全部脱退するときは、脱退ではなく口数減少に○をつけください。

※制度区分コード	01=一般コース・月払制度	02=一般コース・一時払制度
	03=個人年金コース・月払制度	04=個人年金コース・一時払制度

#### ②年金据置について

養老年金の受給資格を満たしている方は、脱退して養老年金の受給手続きを行い、その受給開始を据え置くことができます。なお、一般コース、個人年金コースの両方に加入している方は、一方のコースのみ据置することはできません。

【注】脱退請求書は「個人情報の取扱について」記載されている請求書を使用してください。

### (3) 受取人欄の記入方法

①受取人の氏名および住所は、必ずフリガナを記入してください。

- ②受取人印が2枚全てに捺印されていることを確認してください。
- ③受取方法は、金融機関の口座振込です。都市銀行、地方銀行、信託銀行、郵貯銀行、信用金庫、農協など全ての金融機関で受け取ることができます。ただし、振込できる口座は、普通預金口座と当座預金口座で、貯蓄預金口座への振込はできません。
- ④金融機関の名称、支店名、口座番号、通常貯金記号、通常貯金番号および口座預金者名義(カタカナ)が正確に記入されていることを確認してください。
- ⑤給付金の受取人は加入者本人に限ります。  
ただし、脱退一時金を選択し加入者本人の預金口座がない場合に限り、加入者の了承を得て、指定された本人名義以外の口座に支払うことができます。加入者との関係(配偶者、親族(続柄： )), 店主、所属組合)のいずれか1つが選択され、了知欄に加入者本人の自署・捺印(2枚目まで)があるか確認してください。  
お支払い後は、委託保険会社より「給付金お支払いのご通知」を受取人へ直接送付します。

**【注】** 給付金の支払いは、請求書類を連合会で受け付けた後、概ね金融機関口座振込は約2週間かかります。なお、書類記入上の不備等があった場合、支払いが遅れることがあります。

## 年金受給者の取扱い

### 1. 年金手続き後

年金手続きが終了すると、委託保険会社より「年金受給者のしおり」「年金証書」が支払開始月の前月末までに、受給者に直接送付されます。

### 2. 年金受給者の管理

年金手続き終了後、受給者の管理は委託保険会社が行いますので、受給期間中に下記の事由が発生したときは、受給者自身が「年金受給者のしおり」を参照のうえ、直接、委託保険会社と手続きを行うことになります。

- (1)住所の変更があるとき
- (2)氏名の変更があるとき
- (3)年金の振込指定口座を変更するとき
- (4)年金受給者が死亡したとき(遺族年金の請求手続き)
- (5)受給途中で、残余保証期間の年金原資を一括払いとして受け取りたいとき

### 3. 年金給付開始

年金支払開始日になると年金の支払いが開始されます。委託保険会社より受給者に支払いの都度「年金お支払のご通知」が直接送付されます。

年金の支払いは、毎年1月、4月、7月、10月の年4回で、その月にそれぞれ3カ月分まとめて支払われます。(支払いの内訳は、例えば1月の支払いは、10月分・11月分・12月分の3カ月分となります。)

### 1. 年金据置手続き後

据置手続きが終了すると、委託保険会社より「年金据置手続き完了のお知らせ」「年金据置者のしおり」が据置者に直接送付されます。

### 2. 年金据置者の管理

据置手続き終了後、据置者の管理は委託保険会社が行いますので、据置期間中に下記の事由が発生したときは、据置者自身が「年金据置者のしおり」を参照のうえ、直接、委託保険会社と手続きを行うことになります。

- (1)住所の変更があるとき
- (2)氏名の変更があるとき
- (3)年金の振込指定口座を変更するとき
- (4)年金据置者が死亡したとき
- (5)年金の据置期間を変更するとき
- (6)据置を中止するとき
- (7)年金の種類を変更するとき

※毎年2月1日現在の年金据置者の積立金明細書が、委託保険会社より据置者へ直接送付されます。

### 3. 年金据置者の年金給付開始

年金支払開始日になると年金の支払いが開始されます。年金支払開始日の1カ月前頃に、委託保険会社より据置者に「年金お支払開始のご案内」が直接送付されます。

年金の支払いは、毎年1月、4月、7月、10月の年4回で、その月にそれぞれ3カ月分まとめて支払われます。(支払いの内訳は、例えば1月の支払いは、10月分・11月分・12月分の3カ月分となります。)

## 税法上の取扱い

この年金制度の掛金(保険料部分)については生命保険料控除(旧制度適用)の対象になり、脱退一時金や養老年金として受け取った給付金は一時所得、雑所得等の取扱いになります。

それぞれの計算式により課税対象額が生じたときは、受取人の他の所得と合算(総合課税)して、所得税等が課せられることとなります。いずれにせよ、加入者は確定申告の必要がありますのでご注意ください。

### 1. 掛金

#### (1) 一般コースの掛金

月払掛金・一時払掛金とも、掛金の一部(保険料分)は、一般の生命保険料控除の対象になります。(所得税法第76条、地方税法 314条の2)

#### (2) 個人年金コースの掛金

月払掛金・一時払掛金とも、掛金の一部(保険料分)は、個人年金保険料の生命保険料控除として対象になります。(所得税法第76条、地方税法 314条の2)

#### (3) 留意事項

- ①一般コースの保険料分は一般の生命保険料控除、個人年金コースの保険料分は個人年金保険料の生命保険料控除として対象になります。
- ②両コースの掛金とも店主が従業員のために負担(みなし給与)した場合、全額損金、または必要経費として処理でき、従業員は生命(個人年金)保険料控除が適用されます。

#### (4) 生命保険料控除証明書

- ①毎年11月中旬頃に一般コースおよび個人年金コースの掛金について、「生命保険料控除証明書」(一般用)(個人年金用)が各組合へ送付されます。
- ②控除証明される金額は保険料のみです。したがって、両方のコースとも月払は1口に対して980円、一時払は99,900円となります。差額の20円(一時払は100円)は当年金共済制度の事務運営費および各組合の事務手数料分として除かれています。

### 2. 脱退一時金

#### (1) 一時所得

- ①脱退一時金として受け取った場合は、一時所得として取り扱われ、下記の計算式により課税対象額が生じたときは所得税の対象となります。  
その場合は、他の所得と合算して、確定申告する必要があります。(所得税法第34条、同法施行令第183条第2項)

$$\text{課税対象額} = \{ \text{受取一時金額} - \text{既払込掛金総額} - \text{特別控除50万円} \} \times 1/2$$

(自己負担掛金額)

※他に一時所得がない場合

- ②死亡による脱退一時金については、相続税の対象になります。(遺族見舞金も含まれます。)
- ③税法上、脱退一時金の1回の支払額が100万円を超える場合は、委託保険会社より所轄の税務署に「支払調書」が送付されます。



## (2) 確定申告

### ① 事業所得者の場合

課税対象額の有無にかかわらず、事業所得等と合わせて、必ず確定申告する必要があります。

### ② 給与所得者の場合

課税対象額が、給与所得以外の所得と合わせて20万円を超える場合は確定申告をする必要があります。

### 《課税対象額の計算例》

[例1] 脱退一時金額 3,000,000円、既払込掛金総額 1,080,000円の場合

$$\begin{aligned} \text{課税対象額} &= \{ (3,000,000\text{円} - 1,080,000\text{円}) - 500,000\text{円} \} \times 1/2 \\ &= \{ (1,920,000\text{円}) - 500,000\text{円} \} \times 1/2 \\ &= 710,000\text{円} \end{aligned}$$

※事業所得者は、確定申告が必要です。

※給与所得者は、課税対象額が20万円を超えるので、確定申告をする必要があります。

[例2] 脱退一時金額 1,500,000円、既払込掛金総額 900,000円の場合

$$\begin{aligned} \text{課税対象額} &= \{ (1,500,000\text{円} - 900,000\text{円}) - 500,000\text{円} \} \times 1/2 \\ &= \{ (600,000\text{円}) - 500,000\text{円} \} \times 1/2 \\ &= 50,000\text{円} \end{aligned}$$

※事業所得者は、確定申告が必要です。

※給与所得者は、課税対象額が20万円以下なので、確定申告をする必要がありません。

## 3. 養老年金・遺族年金

### (1) 雑所得

① 養老年金・遺族年金として受け取った場合は、雑所得として取り扱われます。

また、下記の計算式により課税対象額が25万円以上の場合は、委託保険会社より源泉徴収された年金が支払われます。(所得税法第35条、同法施行令第183条、相続税法第3条、同法第12条)

$$\text{課税対象額} = \left\{ \text{受取年金年額} - \text{受取年金年額} \times \frac{\text{既払込掛金総額}}{\text{年金支払い見込総額}} \right\}$$

② 遺族年金は、受け取りを開始する時点において、その残余期間分の年金原資総額の評価額が相続税の対象になります。ただし、非課税(500万円×法定相続人数)の適用は受けられません。

その後、毎月受け取る遺族年金については、雑所得として取り扱われ所得税の対象になります。ただし、委託保険会社での源泉徴収は行われず確定申告により清算することとなります。

③ 税法上、受取年金年額が一年間に20万円を超える場合は、委託保険会社より所轄の税務署に「支払調書」が送付されます。

## (2) 確定申告

### ① 事業所得者の場合

課税対象額の有無にかかわらず、事業所得等と合わせて、必ず確定申告をする必要があります。

### ② 給与所得者の場合

課税対象額が、給与所得以外の所得と合わせて20万円を超える場合は確定申告をする必要があります。

### 《課税対象額の計算例》

〔例3〕 1年目の受取年金月額が 30,000円、10年間の受取年金総額が 3,600,000円  
既払込掛金総額が 1,000,000円の場合

$$\begin{aligned} \text{課税対象額} &= (30,000\text{円} \times 12\text{ヵ月}) - \left\{ (30,000 \times 12) \times \frac{1,000,000\text{円}}{3,600,000\text{円}} \right\} \\ &= 360,000\text{円} - \left\{ 360,000\text{円} \times 0.28 \right\} \text{ (少数点第3位以下切り上げ)} \\ &= 360,000\text{円} - 100,800\text{円} \\ &= 259,200\text{円} \text{ (円未満は四捨五入)} \end{aligned}$$

※課税対象額が25万円以上ですので、受取る年金は源泉徴収されます。

※事業所得者、給与所得者とも課税対象額が20万円を超えるので、確定申告が必要です。

〔例4〕 1年目の受取年金月額が 20,000円、10年間の受取年金総額が 2,400,000円  
既払込掛金総額が 900,000円の場合

$$\begin{aligned} \text{課税対象額} &= (20,000\text{円} \times 12\text{ヵ月}) - \left\{ (20,000 \times 12) \times \frac{900,000\text{円}}{2,400,000\text{円}} \right\} \\ &= 240,000\text{円} - \left\{ 240,000\text{円} \times 0.38 \right\} \text{ (少数点第3位以下切り上げ)} \\ &= 240,000\text{円} - 91,200\text{円} \\ &= 148,800\text{円} \text{ (円未満は四捨五入)} \end{aligned}$$

※課税対象額が25万円未満ですので源泉徴収されません。

※事業所得者は確定申告が必要ですが、給与所得者はこの他に所得がない場合は、課税対象額が20万円以下なので確定申告をする必要がありません。

## 4. 遺族見舞金

(1) 受取人が相続人の場合は相続税の対象になりますが、一定額以下の場合は非課税の取り扱いとなります。(相続税法第3条、同法第12条)

ただし、受取人が相続人でない場合は遺贈としてみなし相続財産となり、非課税の適用を受けることはできません。

(2) 非課税額の計算式

遺族見舞金の受給事由が発生した場合は、遺族見舞金と脱退一時金の合計額が相続税の対象になります。

$$\text{非課税額} = 500\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$$

## マイナンバーの取扱いについてのお知らせ

ジブラルタ社では、提供いただいたマイナンバーは、支払調書など法定書類の作成・提出以外には利用しません。

マイナンバーの取扱いには、法令、ガイドラインにおいて厳格な安全管理措置が求められています。

ジブラルタ社においても法令、ガイドラインを遵守して、保険金等のご請求手続きの際は、マイナンバーの記載のある書類（通知カード等）を求めているため、ご提出されないようお願いいたします。

また、住民票等をご提出の場合は、マイナンバーの記載のないものをご提出ください。

なお、ジブラルタ社の社員やジブラルタ社から委託を受けた者が、お客様のマイナンバーを対面やお電話でお伺いすることは一切ありませんので、このような依頼があってもご回答されないようお願いいたします。

### ご注意ください

ご契約者・お受取人の皆様へ

ジブラルタ社では、保険金・年金・解約返戻金などをお支払いした後に、郵送でマイナンバーのご提供をお願いする場合があります。

ご案内が届きましたら、マイナンバーのご提供にご協力くださいますようお願い申し上げます。

※ご案内は、お支払い後2週間前後でお届けします。

※ジブラルタ社では、マイナンバーの取得・管理業務を外部業者に委託しています。

記入例

1. 加入申込書

令和3年4月1日に、月払制度の一般コースに10口(¥10,000)で新規加入する場合

※個人年金コースや一時払制度に加入する場合は、制度区分の該当欄の□に✓印(チェック)を入れて、同じように記入してください。

令和元年度改訂版		拠出型 企業年金保険				①連合会用	
全理連・年金共済 加入申込書							
全国理容生活衛生同業組合連合会 御中							
募集時の説明資料(契約概要・注意喚起情報等)を受領し制度内容を承諾の上、申込内容が自らの意向に沿ったものであることを確認して、下記の通り申込みます。なお、私は申込日現在正常に勤務しかつ本契約の加入資格を有しており、この申込書に記載の事項は事実と相違ありません。また、本帳票に記載した個人情報の取扱いについて、下記記載「個人情報の取扱いについて」を承知し、同意の上押印し提出します。							
申込日 令和 3 年 3 月 10 日							
○○○ 理容生活衛生同業組合 ○○○ 支部							
商品		団体番号	組合番号	支部番号	事務所コード	加入者番号	
		4600071200	0004800001	00000001	2		
加入者氏名	姓	ゼンリ タロウ		5枚目まで捺印下さい	性別	年号	生年月日
	漢字	全理 太郎		印	男	昭和 平成	39060556
制度区分 (申込み制度に因りて下さい)		申込区分 (該当に○印)	申込口数	掛金額	加入年月日		
<input checked="" type="checkbox"/> 月払(一般コース)		新規 増口	10	100000	03	04	01
<input type="checkbox"/> 月払(個人年金コース)		新規 増口		000			01
<input type="checkbox"/> 一時払(一般コース)		新規 増口		00000			01
<input type="checkbox"/> 一時払(個人年金コース)		新規 増口		00000			01
〒151-0053		TEL (03) 3379-4111			加入者区分 (該当に○印)		
住所 東京都渋谷区代々木 1-36					① 組合員 ② 従業員 ③ 組合事務局職員		
<ご記入上の注意>							
(1) 太線ワク内を必ずご記入下さい。							
(2) 新規加入者は、一般コース(月払)には必ず3口以上加入して下さい。							
通信欄							
<個人情報の取扱いについて> 当該保険の運営にあたっては、当連合会は加入対象者(被保険者)の個人情報(氏名、性別、生年月日等)以下、個人情報を取り扱い、当連合会が保険契約を締結する生命保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ)へ提出いたします。当連合会は当該保険の運営において入手する個人情報を本保険の事務手続きのために使用いたします。 また、生命保険会社は受領した個人情報を ① 保険契約の引受け・継続・維持管理、一時金・年金等の支払 ② その他各種保険に関連する業務 のために利用し、また当連合会および他の生命保険会社にも上記目的の範囲内で提供します。 なお、今後、個人情報等に変更が発生した際にも、引き続き当連合会および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報を取り扱われます。引受保険会社は、今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。							
上記加入者が、申込日現在正常に就業しており、加入資格を有していることを証明いたします。				○○○ 理容生活衛生同業組合			
				5枚目まで捺印下さい			
○○○ 理容生活衛生同業組合		理事長	印	部長	印	支部長	印
全国理容生活衛生同業組合連合会		理事長		担当役員		事務局長	
				部長		課長	
						抜者	印
						抜者	

5枚複写となっておりますので、ボールペンで強く書いてください。

年金

## 2. 異動通知書

結婚により氏名が変わる場合

※住所変更のみの異動の場合は、異動通知書の提出は不要です。

<b>拠出型 企業年金保険</b> <b>全理連・年金共済異動通知書</b>						①連合会用
全国理容生活衛生同業組合連合会 御中				令和 3年 4月 1日		
						..... 理容生活衛生同業組合
下記の通り異動がありましたので通知します。						
		組合番号	支部番号	加入者番号		
		00048	00001	0001000124		
加入者氏名				5枚目まで 捺印下さい	性別	生年月日
(カタカナ) 姓	ゼンリ	名	ハナコ	印	男	昭和
(漢字)	全理		花子		女	平成
						620303
項目	異動内容					
	変更・訂正前			変更・訂正後		
(改姓・訂正) 加入者氏名	(カタカナ)	ゼンリ	ハナコ	(カタカナ)	キョウサイ	ハナコ
	(漢字)	全理	花子	(漢字)	共済	花子
生訂 年月 日正	昭和	年	月	日	昭和	年
	平成				平成	
性訂 別正	(該当に○印)	男	・	女	(該当に○印)	男
						女
転	..... 組合 ..... 支部			..... 組合 ..... 支部		
出	連合会記入欄	組合番号	支部番号	加入者番号		
		.....	.....	.....		
<b>〈ご記入上の注意〉</b> (1) 太線のワク内は必ずご記入下さい。 (2) 「異動内容」は該当項目のみご記入下さい。 (3) この用紙はノンカーボン5連複写ですから、はっきり写るようボールペンで強く書いて下さい。						
通信欄					受付印	
〇〇〇 理容生活衛生同業組合	理事長	印	部長	印	支部長	印
全国理容生活衛生同業組合連合会	理事長	担当役員	事務局長	部長	課長	印

### 3. 掛金中断申込書

令和3年4月1日に、月払制度の一般コースの10口(¥10,000)を7口中断して3口(¥3,000)にする場合

- ※ 加入・増口年月日は、その10口の原加入日を記入してください。
- ※ 変更日は、03年04月と記入してください。

## 拠出型 企業年金保険 全理連・年金共済掛金中断申込書

① 連 合 会 用

全国理容生活衛生同業組合連合会 御中 令和 3 年 3 月 10 日

○○○ 理容生活衛生同業組合

共済制度の掛金を下記の通り中断いたします。

組合番号		支部番号		加入者番号					
0004800001		00001		0001000123					
加入者氏名				5枚目まで捺印下さい	性別	生年月日			
(カタカナ) 性 ゼンリ		名 タロウ		印	男	昭 和	年	月	日
(漢字) 全理		太郎				女	平 成	3 9	0 6
コース (中断するコースに○印)	加入・増口 年月日	変更前内容		変更後内容(注1)		変更日			
		口数	掛金	口数	掛金				
○ 一般コース 個人年金コース	1 0 0 6 0 1	1 0	1 0 0 0 0 3	3 0 0 0 0 3	0 3 0 4 0 1	年	月	日	
更 一般コース 個人年金コース	0 1		0 0 0	0 0 0	0 1	年	月	日	
容 一般コース 個人年金コース	0 1		0 0 0	0 0 0	0 1	年	月	日	
一般コース 個人年金コース	0 1		0 0 0	0 0 0	0 1	年	月	日	

中断事由  該当に印

災害                       疾病・障害(親族の疾病・障害および死亡を含む)  
 住宅の取得                 教育(親族の教育を含む)                       結婚(親族の結婚を含む)  
 債務の弁済                 その他、加入者(被保険者)が掛金の拠出に支障ある場合

〈ご記入上の注意〉

(注1) 〈例〉現在10口(10,000円)加入の方が、毎月の掛金を3,000円(3口)に減額したいときは3口3,000円と記入下さい。

(注2) 一般コースについては最低3口、個人年金コースについては最低1口残して下さい。

通信欄

受付印

○○○ 理容生活衛生同業組合

理事長

印

部長

印

支部長

印

扱者

印

全国理容生活衛生同業組合連合会

理事長

担当役員

事務局長

部長

課長

扱者

2019 5×10×200 SP

### 4. 脱退通知書兼給付金支払請求書

令和3年4月1日に、脱退して脱退一時金を受取る場合

※ 年金で受取る場合は、希望する年金種類の□に✓印(チェック)を入れてください。

令和元年度改訂版

全理連・年金共済 **脱退通知書兼給付金支払請求書**

① 連 合 会 用

全国理容生活衛生同業組合連合会 御中  
(個人情報の取扱について)  
当連合会は、本帳票ならびに添付書類に記載された個人情報を、本保険の事務手続きのために使用し、当連合会が保険契約を締結する生命保険会社（共同取扱会社を含みます。以下同じ）へ提出します。また、生命保険会社は受領した個人情報を、この保険契約の支払事務のために使用し、当連合会および他の生命保険会社に上記目的の範囲内で提供します。引受保険会社は今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報の変更後の引受保険会社に提供されます。  
以上の個人情報の取り扱いについて、同意の上提出します。  
また、戸籍謄本等に含まれる受取人以外の個人情報が生命保険会社へ提供されることに対して、戸籍謄本等記載者本人の同意を取得しました。

加入者	団体番号	組合番号	支部名	加入者番号	生年月日
	7120	00048	○ ○	0001000123	昭和5.平成 3.9.06.10.5
	(フリガナ)	加入者氏名	脱退年月日	最終払込	
	ゼンリ タロウ	全理 太郎	令和 03.04.01	03.03	

請求内容①～③のうち請求する番号を○で囲んで下さい。

**① 脱 退** 給付金の受取区分（該当する□に✓印を付ける。）

一時金  
年金（希望する年金の種類を下記から1つ選択し、該当する□に✓印を付ける。）

10年確定年金  
15年確定通増型年金  
15年保証終身年金  
10年保証夫婦連生終身年金

※夫婦連生を選択した場合のみ記入  
 (フリガナ) 配偶者氏名  
 // 生年月日 昭和・平成 年 月 日

年金据置（据置期間 年）……※据置できるのは最長10年間です。（満80才までです。）

**② 死 亡** 死亡の場合は、死亡事実の記載ある戸籍謄本(抄本)と受取人の印鑑証明書を添付して下さい。（6ヶ月以内発行）

**③ 口数減少** ①減少する口数の内容（該当する制度区分コード、加入年月、減少口数）を記入して下さい。

制度区分	加入年月	減少口数	制度区分	加入年月	減少口数	制度区分	加入年月	減少口数
	年 月	口		年 月	口		年 月	口

※一般コースは最低3口を残す。個人年金コースは中断することはできますが、加入口数の一部減少はできません。

②減少事由（該当する□に✓印を付ける。）

災害 疾病・障害（親族の疾病・障害および死亡を含む） 住宅の取得  
教育（親族の教育を含む） 結婚（親族の結婚を含む） 債務の弁済

上記給付金を請求します。なお、振込みの完了をもって受領したものと認めて受領証は提出いたしません。  
 ※金融機関名、支店名、口座情報について、再度ご確認のうえご記入ください。  
 ※記入がある場合、お支払いが遅延することがありますのでご注意ください。  
 ※年金として受け取る際は、ご本人名義の口座をご記入ください。 ↓ 死亡以外は本人に限ります。

受取人	氏名	ゼンリ タロウ	5枚目まで捺印下さい	加入者の続柄	本人	電話	03(3379)4111
	(漢字)	全理 太郎	印				
住所	〒	151 0053	(フリガナ)	トウキョウト シブヤク ヨヨギ			
	(漢字)			東京都渋谷区代々木 1-36			
受取方法	① 金融機関	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	普通 当座	口座番号	0123456	口座預金者名義(カタカナ)	ゼンリ タロウ
	② 郵便貯金	銀行・信金・信組・農協	本店・支店	通常貯金番号		口座預金者名義(カタカナ)	

※一時金として受け取る際、加入者と受取口座の名義人が異なる場合にご記入ください。 ↓

**加入者記入欄** 理由（該当する□に✓印を付ける。）

私は自身の預貯金口座を持っていないため、下記の者の口座を給付金振込先として指定するものであり、記載事実に相違ありません。

配偶者 親族（続柄： ）  
店主 所属組合

給付金を上記の受取口座で請求することについて、了知いたしました。

(フリガナ) \_\_\_\_\_  
 (加入者氏名) \_\_\_\_\_

5枚目まで捺印下さい 印

上記加入者より請求を受け付けましたので、年金共済規程に基づく給付金を受取人へお支払いください。なお、受取人の印鑑は受取人本人の印鑑に相違ないことを、また、その他記載事項に相違ないことを証明します。

(証明者) \_\_\_\_\_ 令和3年3月10日 通信欄 \_\_\_\_\_

支部長 ○○○○ 印 理事長 ○○○○ 印

○○○ 理容生活衛生同業組合	理事長 印	部長 印	支部長 印	扱者 印
全国理容生活衛生同業組合連合会	理事長	指図員	事務局長	部長 課長 扱者

2019 5×10×400 SP

5枚複写となっており、ボールペンで強く書いてください。

139

